

事 務 連 絡
平成 30 年 8 月 10 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保 健 所 設 置 市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局総務課

医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針
（医療広告ガイドライン）に関するQ&Aについて

医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針
（医療広告ガイドライン）につきましては、「医業若しくは歯科医業又は病院若
しくは診療所に関する広告等に関する指針（医療広告ガイドライン）等につい
て」（平成 30 年 5 月 8 日付け医政発 0508 第 1 号）により、通知したところです。

今般、「医療情報の提供内容等のあり方に関する検討会」において、医療広告
ガイドラインに関するQ&Aが別添のとおり整理されましたので、ご了知のう
え、業務の参考としてご活用いただくとともに、管下の病院、診療所及び助産
所並びに関係団体等に周知方よろしくご配慮願います。